

## 第25回国語分科会漢字小委員会・議事録

平成20年9月22日(月)  
午前10時～12時15分  
経済産業省 別館 1020会議室

### 〔出席者〕

(委員) 前田主査, 林副主査, 阿辻, 甲斐, 金武, 杉戸, 武元, 東倉, 納屋,  
松村各委員(計10名)

(文部科学省・文化庁) 匂坂国語課長, 氏原主任国語調査官ほか関係官

### 〔配布資料〕

- 1 第24回国語分科会漢字小委員会・議事録(案)
- 2 追加字種候補・音訓一覧(案)
- 3 「常用漢字(音訓)」に関する, これまでの検討結果
- 4 国語分科会漢字小委員会への提供資料(独立行政法人国立国語研究所)
- 5 「音訓」アンケート(項目別一覧)

### 〔参考資料〕

- 1 「これまでの検討結果(字種候補案)」(第24回漢字小委員会配布資料)
- 2 国語分科会及び漢字小委員会の開催日について
- 3 国語分科会委員から提出された「音訓」アンケート(委員限り)

### 〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 前回の議事録(案)が確認された。
- 3 事務局から参考資料2に基づいて, 漢字小委員会における今後の審議内容について, 簡単な説明があった。
- 4 事務局から配布資料2, 3について, 配布資料4, 5と関連させての説明があった。説明に対する質疑応答の後, 配布資料2, 3についての意見交換を行った。その結果, 配布資料2については, 字種の追加(刹・椎・賭・迦)・削除(蒙)を含め, おおむね了承された。また, 配布資料3に関して, 意見のある委員は9月末を目途に事務局まで意見を提出することとされた。
- 5 次回の漢字小委員会は, 10月21日(火)の午後2時～4時, 文部科学省東館3階3F1特別会議室で開催されることが確認された。
- 6 質疑応答及び意見交換における各委員の意見は次のとおりである。

### ○前田主査

漢字ワーキンググループでは, 『出現文字列頻度数調査』によりまして, どういう漢字がどういった語の形で使われているか, その頻度はどうかということも検討しながら, 頻度だけでなく様々な面から検討を加えつつ, 長時間にわたり議論して進めてきたわけです。国立国語研究所には, このたび「日本語コーパス」の調査結果で分かっている部分から, こちらで絞った上ですけれども, 調査をお願いしまして, その調査結果を御報告いただきました。これが配布資料4となっております。これを参照させていただきました。その点

で、国立国語研究所の皆さんには御多忙の折に大変お手数をお掛けしました。有益な資料を出していただいて、有り難く思っております。そういったものも参考にしながら結論を出していているわけですが、その際に、常用漢字表の「表の作り方」がどういう考え方で例を挙げているかというようなことにも配慮いたしまして、この基本線をなるべく尊重するといった形でまとめているという点もお含みおきいただければと思います。

以上のようなことで、事務局から御説明いただいたわけですが、何しろ長時間にわたって議論を進めてきたことの一部を御説明いただいたわけですから、お分かりになりにくいところもあるかと思えます。それで、最初にそういう点につきまして御質問を頂ければと思います。

○金武委員

配布資料2「追加字種候補・音訓一覧（案）」ですが、その4ページの「羨」の備考のところにある「※」はどのような意味でしょうか。

○氏原主任国語調査官

この「羨ましい」については、実際どのぐらいの頻度で使われているのか、平仮名書きでもいいんじゃないかということが漢字ワーキンググループの中で話題になって、それを再度確認してから最終的な結論を出そうということで、これは使われ方を見てからという意味で付けておいたものです。途中段階では「※」が幾つかあったのですが、最終結論が出た後も消し忘れてここだけ残ってしまったものです。申し訳ございません。

○杉戸委員

配布資料3の一番左の列の番号で申しますと25番のところに「速」、訓で「はやめる」とあります。これはこのままでいいのでしょうか。つまり、「はやめる」はもう既に常用漢字表内に入っているんじゃないでしょうか。「早」の字に「はやまる」と「はやめる」があることから、ここは「はやまる」じゃないでしょうか。

○氏原主任国語調査官

御指摘のとおりです。申し訳ございません。25番は「はやまる」の誤植です。

○前田主査

これは訂正ですね。

○氏原主任国語調査官

はい、これは訂正です。

○前田主査

それでは、御訂正いただきます。

そのほか何かございませんでしょうか。この表についての疑問の点などは、よろしいでしょうか。

それでは、質疑のところは終わりにしまして、協議に入りたいと思います。ただ今の事務局の御説明を受けまして、協議に入るわけですが、協議の進め方は、配布資料2の追加字種の音訓について、配布資料3の現行常用漢字の音訓について、そのほかという順番で協議していきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

最初に、配布資料2の追加字種の音訓についてなど、御議論いただければと思います。これについて御意見のある方は、どうぞよろしく願いいたします。

## ○武元委員

それぞれの音訓についても、出現頻度をお調べになった上で、この案が出ているということをごさいました。主観的な問題も含まれますけれども、例えば、この漢字が取り上げられているのに、この音訓はなぜ掲げられていないのか、といった批判が出る可能性があるものがかなりあるんじゃないかと私は思いました。

幾つか申し上げます。頻度数も調べなければいけませんけれども、「膝」という漢字に「シツ」という音がないこと。それから、そんなに頻度数は多くないかもしれませんが、「梨」という漢字には「梨園」の「リ」がない。「顎」に「ガク」，「餅」に「ヘイ」，そういったものは何か日常的に使われる漢語との関係でもなぜないのだという批判が出るんじゃないかと、主観的ですけども、思いました。

それから、訓につきましても、これなどは非常に頻度数も多いんじゃないかと思うんですけども、「拳闘」の「拳」の「こぶし」などはどうでしょうか。それから、使い分けの問題として示さなければいけませんけれども、覚醒の「醒」の「さめる」とか、この辺りは使い分けもできるんじゃないかという気もいたします。ちょっと前後して恐縮ですけども、「剝製」の「剝」に「はぐ」とか「むく」とか「はがす」とか「はげる」といったものは、これもかなり頻度数はあるんじゃないかという気もいたします。最初に戻りますけれども、なぜこの音訓がないのかということが余り言われないうように気を付けないといけないのではないかと、そんな感想を持ってしまいました。

## ○前田主査

これは、1字1字の字について御説明した方がよろしいでしょうかね。事務局の方からお願いできますか。

## ○氏原主任国語調査官

では、最初に私からちょっとお話しいたします。漢字ワーキンググループの委員の方々に必要なところは補っていただきたいと思えます。今、武元委員が挙げてくださった音や訓はすべて漢字ワーキンググループでも2回か、3回は議論しております。入れるか入れないか検討して、今は入れない形でお出ししています。

例えば「顎」ですけども、当初の案では「ガク」という音も確かに入っていました。これは、『出現文字列頻度数調査』で言いますと、545ページを御覧ください。545ページの一番右側の列から「顎」が始まるんですが、これを見ていただくと、「丸い顎を」だか「四角い顎を」だか<sup>ウツ</sup>分かりませんが、「い顎を」「い顎の」「、顎を」「い顎で」「い顎に」と続き、「顎髭」が頻度数75、「3顎が」「、顎に」「、顎が」と続き、頻度数25の「、顎十」というのはよく分かりませんが、頻度数15の「下顎を」は「カガクを」とも読みますけれども、恐らくこれは「したあご」なんだろうと思うんです。間違いなく「ガク」と読んでいるというのは、頻度数11の「下顎骨（カガクコツ）」、「、顎関」、恐らくこれは「顎関節（ガクカンセツ）」だと思います。この『出現文字列頻度数調査』では「ガク」という音での使用例はそれほどないという結果が出ています。ただ、そうは言っても、訓「あご」を入れるんだったら、音「ガク」も入れるべきである、頻度にかかわらず、いわゆるセットにして入れておいた方がいいという考え方もあるかと思えます。

この辺りはほかの字も実は皆同じで、「膝」も最初は「シツ」が入っていました。それから、「梨」の「リ」も随分検討しました。ただ、ここに採っていない音訓は余り一般的ではないだろうということで、最終的に採用しなかったものです。これと別の観点から、訓「なし」を入れる以上は、当然、音「リ」というのはすぐ思い付くわけですから、そのような音と訓がセットになっていた方がいいだろうという考え方は当然あると思えます。

その点で、「醒める」とか、それから「剥ぐ」「剥く」「剥がす」、これらはかなり最後の段階まで入っていました。ただ、「リンゴの皮をむく」といった場合に、この「剥離」の「剥」を使うわけですけれども、これは平仮名書きがかなり定着しているのではないかという意見も出てきて、それで「剥奪」とか「剥離」とか、音の「剥（ハク）」だけでいいだろうということになっていったわけです。ただ、今の御指摘は大事な観点だと思えますので、多少頻度は少なくても、一般の人がすぐ思い付くような音や訓はセットに入れておくべきだという基本的な考え方がここで合意できるのであれば、そういう基本認識の下に、『出現文字列頻度数調査』でどれくらい使われているのかということとは別に音や訓を採用していくということは十分あり得る話だと思います。漢字ワーキンググループでも随分その辺りをめぐって議論してきましたが、漢字ワーキンググループでは、一応こういう形で、よく使われているものに限ろうという考え方で資料を作成しました。

それから「拳」などは、「ケン」と「こぶし」というのは、文脈的に「ケン」と読んでいるのか「こぶし」と読んでいるのか、非常に分かりにくい。そういう文脈がかなり想定される。ですから、「こぶし」と読む場合には、上にルビを振ればいいんじゃないかということで、あえて似たような文脈の中に出てくるものについては、音か訓のどちらかを避けるということをやっています。こういう考え方でいいのかどうかということがありますので、この辺りについては是非御意見を頂きたいと思えます。

#### ○前田主査

この点については今御説明いただきましたように、いろいろ議論があったわけで、漢字の使い方という点から言えば、その漢字の音と訓とが対応してそろっていると、覚えやすいとか、関連が分かりやすいという面が一面ではあるわけです。そういう点では、基本的な使われ方をしているものについてはそういう対応の関係も考えているわけですが、片方が非常に使われにくいとか、あるいはルビを付ける、仮名書きにするなどの方法も考えられるということもあわせて、どの辺りで切るか、全部について対応の関係を考えて挙げるとすれば非常に音訓が多くなってしまいます。それで、先ほど申しましたように、今の常用漢字表の音訓などの付け方なども考慮しまして、この程度のところでもいいのではないかという判断を、資料などを見ながら、あるいは委員の意見を聞きながら決めてきたわけです。しかし個別のものになりますと、御質問がありましたように、これについてはやはりあった方がいいということが意見として出されることは当然予想されるわけです。一応はこういう形の判断をしているわけですけれども、全体的にそういった点についての御意見がもしありましたら、その点も含めて、今ここでお話しただければと思います。一応今のところはそういう段階ですが、いかがでしょうか。

なお、もちろん個別の漢字について、これについては是非入れた方がいいという判断をすることももちろんあり得るわけで、その点についても改めて御意見を頂ければと思いますが、ただ今、御質問に挙げられた例については、一応の検討の結果が出ていると申し上げていいかと思えます。

#### ○甲斐委員

今の氏原主任国語調査官の説明は、私も納得しました。これは、質問ですが、「比喩」の「喩」があるんですね。「比喩」の「喩」を「たとえ」という言い方をすることは比較あるのではないかと思ったんですが、これは、「たとえ」というのは平仮名が望ましいということなのかどうか、ちょっとお聞きしたい。

#### ○氏原主任国語調査官

今、甲斐委員がおっしゃったことも、漢字ワーキンググループではかなり議論になりま

した。『国語関係訓令・告示集』の常用漢字表のところを見ていただきたいと思います。165ページのちょうど真ん中辺りに、「用例」の「例」, 「例示」の「例」, ここに今の常用漢字表では訓「たとえる」の語例として、「例える」「例え」「例えば」が挙がっています。確かに「たとえば」はよく使われていますが、「たとえ」をこの「例え」で表記するというのはそれほど多くないと思います。ただ、「比喩」の「喩」に「たとえる」を入れると、この「例」に、既に「たとえる」という訓を与えて、「例える」とか「例え」を語例として挙げていることとの関係をどう考えるのか、漢字ワーキンググループでは、そこをかなり議論しました。その結果、現在の常用漢字表との関係を考慮して、やめようということで、この資料では挙げていません。ただ、これも「例える」の方を動かして、「比喩」の「喩」に「たとえる」という訓を付けるということもあるかもしれませんが、漢字ワーキンググループではそういう考え方は採っていません。

○甲斐委員

常用漢字には「比喩」の「喩」を今まで入れていなかった。入れていないから、「例」という漢字に「たとえる」という訓を当てていた。しかし、今度は「比喩」の「喩」を入れるということになりますと、今まで少し無理をしていた「例える」という言い方は、この際動かすというか、ちょっと廃止していただけるといいのではないかと思います。

○前田主査

この案は、常用漢字表の現状をかなり尊重して考えているわけですが、両方入れる場合には両者の使い分けということが問題になりますね。今の形のままであれば、この「例」の方に入れておいて、「喩」の方には入れないような形になっているわけですが、使い分けが明確にできるのならば…。

○氏原主任国語調査官

今の甲斐委員の御意見を伺って、1点だけ教えていただきたいのですが、「たとえる」とか「たとえ」に、この「例」を使うというのは、何となく皆さん余り気が進まない表記というのか、そのことはよく分かるんです。ただ、「たとえば」はこの「例えば」という表記が圧倒的に使われているわけです。もし現在の「例」から「たとえる」の訓を取ってしまった場合、「たとえば」の表記についてはどのようにお考えですか。

○甲斐委員

「例えば」というのは、「例を一つ挙げます」という意味で、私はふだん用います。しかし、「たとえる」というのは、それこそ「比喩として申し上げる、説明する」ということだと思っております。それから、「たとえ」というのは、「たとえ〇〇であるとしても」という用法ですから、その三つはそれぞれ違っているということで、これまで「比喩」の「喩」がない場合はもうやむを得なかったのですけれども、私はこの「例」を使った「例える」は使ったことがないんです。これは、平仮名で行くか、「比喩」の「喩」を使うかだったんですけれども、今度幸いにも入った。入れるということになれば、無理をしている部分は緩和するということがいいのではないかと思います。

○氏原主任国語調査官

では、「例えば」はそのまま書けるように残しておくということでしょうか。

○甲斐委員

はい。「例えば」はそのままとする。「たとえる」だけ「喩」を使う。

○氏原主任国語調査官  
分かりました。

○金武委員

今のお話と言いますか、「喩」を入れたのであれば、「たとえ」「たとえる」は「喩」の方を使って、現行の「例」は「たとえば」だけにするという方が使いやすいような気がいたします。

それから、その使い分けに関してですが、基本的には一つの漢字について音と訓が一般的なものであれば、あつた方が覚えやすいんですけども、現行の常用漢字表に入っている音訓との使い分けが難しいものもありますね。ですから、その場合どのようにお考えになるのかということがあります。この配布資料2の表では、例えば「斬る」のところに双方向の矢印(⇔)で現行の「切る」が入っている。「匂う」もそうですが、この辺はすべて、ここに挙げてあるものは使い分けを示すことをお考えになるということでしょうか。「妖しい」「捉える」「宛てる」とみんなありますが…。

○前田主査

ただ今、「たとえ」の例については、金武委員もそのように変えていいのではないかという御意見のように承りましたが、これについては、先ほど申しましたように、使い分けの点が問題になりますので、その点ももう一度検討してみて、差し支えなければ、先ほどの御説明のように変えたいと思います。今ここでは決定をちょっと保留にしておくということで、いかがでしょうか。

○納屋委員

現行の常用漢字表の方では、「例えば」はございますね。大人がこの言葉を使うとしますと、比喩表現の「たとえ」というときには、今、甲斐委員や金武委員がおっしゃった形で私も使っていると思います。子供の方は、勉強していく段階で「たとえ」というのを分かりやすい言葉の方から勉強していきます。ですから、例示の「例」の方で、多分頭に入れていくと思うんです。ということで、現行の常用漢字表の方を減らすということについては慎重である方が私はよろしいと思います。今回出されている配布資料3の削除というところでも、一つだけ「疲らす」という、これだけになっていますね。だから、この点は慎重に見極める必要があると思いますので、この場でなくてもいいので、もう一回慎重な検討をしていただきたいと思います。私は思います。

○前田主査

ただ今のように、慎重にほかのこととの関連を考え合わせて、結論を出すべきだという御意見がありました。先ほど伺いましたところでは、もっともな御意見のようにも思ったのですが、決定のところは今日は保留にさせていただいて、この次までにそのことについて例を考えながら、結論をどちらかに出させていただければと思います。この常用漢字表にある現行の考え方を尊重することも大事ですし、一方では、新しい字が加わったときでの全体的な整合性と申しますか、使い分けと申しますか、そういったことも重要かと思えますので、その点、慎重に決めたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、そのほかのことも含めまして、個別の字あるいは一般的なことで、御意見がございましたら、おっしゃっていただければと思います。

○納屋委員

音訓についての基本的な考え方、それから作業を進めてくださったこと、これは事務局の御説明で非常によく分かりました。納得できるところです。今度は表全体の新しい表ができるときのことを考えますと、私は一度意見として出しているのですけれども、今回、県名として固有名詞が入っている。そうすると、音訓に従って例示をしているときの例示のところは、実は学校などではこういうところは非常に大事にしてきたところなんです。ここのところで、私はまだ戸惑いがある、違和感を覚えるわけです。多分、前文のところで、今回の常用漢字表については、固有漢字まで含めているとか、そのようなことが書かれるものと思っています。代名詞だとか、今まで除いたものについても入れているということが出てくるのではないかと思っているんです。そのときに、固有名詞の例を例示のところに入れるのか、備考欄の方に移すのかというのは、少しきちんとしておいた方がよろしいという感じがします。

それで、これは頻度数から出てきたんだと思うんですけれども、ですから音訓からちょっと離れますが、例示を見たときに「あれっ。」と思ったのが、例えば、「井」でございませぬ。配布資料2の下から2枚目に、「井」がございませぬ。「どんぶり」ということで、「井、井飯」と挙げていませぬ。これは非常によく分かるのですが、1字下げで「どん」とあつて、「牛井、天井」とあるんです。この例は、なしでいいのではないかと私は感じました。それからもう一つは、「脳梗塞」の例が挙がつていたと思ひませぬ。「梗」でございませぬ。この「梗」なんですけれども、使用例が多かつたから「脳梗塞」にされたのかもしれませぬけれども、これも例えば「心筋梗塞」だつてあるわけで、「梗塞」でよろしいのではないかと感じているわけだつて。

一つは、この例示のところ県名とか代名詞とかといったことを入れていませぬが、それを備考欄とどのように使い分けるのかということだつて。それと、今のよろ具体的なものは入れなくともいいのではないかなと思ひたつたということだつて。

#### ○前田主査

県名のところは前から議論になつていて、これは加える方向に最初からなつてきているわけだつて。先ほどの示し方で、例えば「岡山県」の「岡」など、音訓のところ1字下げるといふことなどで区別するといふこともあるわけだつて。これは、やはり前文に何らかの形で説明が必要だつてしょうか。これらの点について、前文自体の検討がまだ始められていませぬので、これから議論になつていくかと思ひませぬ。

それから、備考で説明を付ける形で例示していくといふこともあるわけで、この辺りのところも、なお検討する必要があるところもあるかと思ひませぬ。そういう点で、ちょっとこれからの検討にも入るところだつて。事務局として、全体的なことで今御意見を頂いたところで更に御意見を頂きたいよろなところが、何かありますでしうか。

#### ○氏原主任国語調査官

先ほどの武元委員の、音と訓について、多少出現頻度数が低くてもすぐに人が思い付くよろな音や訓はセットにして入れた方がいいのではないか、といふ考え方に立つかどうかは非常に大事な論点だと思ひませぬ。ですから、それについての御意見と、それから今、納屋委員から「岡」の語例に「岡山県」とか「静岡県」とか「福岡県」と挙がつているのはちょっと違和感があるといふことだろつと思ひませぬけれども、県名については備考に示した方がいいんじゃないかといふ意見は漢字ワーキンググループの中からも出ていませぬので、この辺りについての御意見を頂きたいと思ひませぬ。漢字ワーキンググループでは、最終的に、この字は、こつていふ県名のために入れたのだといふことをはっきりさせた方がいいだろつといふことで語例として入れた。確かに、これまではこつていふ都道府県名のために入れるといふことがなかつたので、これらが目立つといふことはあるかもしれませぬ。

せん。ですから、例えば「岡」で言えば1字下げにしておいて、語例欄を「弥」のように空欄にしてしまって、備考に「岡山県、静岡県、福岡県」と入れた方がいいのかどうか。

ということで、今の2点、音訓についてどういうものを採用するかというときの基本的な考え方として、なるべく音と訓とを併せて入れた方がいいのかどうかという点と、都道府県名については備考に示した方がいいのかどうかという点、どちらも大事だと思いますので、この2点について、もう少し御意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○前田主査

今の2点につきまして、御意見をほかの方からも頂きたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○武元委員

原則として、現在の常用漢字表は音があるものは音引きになっています。そうすると、例えば奈良の「奈」とか、藤原の「藤」というのは、「トウ」とか「ナ」で配列することになりますね。

○氏原主任国語調査官

はい、そうなります。

○武元委員

そうすると、今現在の常用漢字表では、1字下げの音で配列されているというのは原則ないんですね。そうすると、1字下げの音で配列するというのは、そういうことも今回はありということになるのでしょうか。

○氏原主任国語調査官

ええ、そういうことです。これも、例えば奈良の「奈」は、「奈落」といった一般語が非常によく使われていますので、これは1字下げしないわけですが、「岡」のような音がないものは、訓であいうえお順に並べているわけです。ですから、例えば「岡」の場合には「おか」という訓だけです。当初、音と訓が一つしかないものは1字下げをしないという考え方もあったのですが、当然、追加漢字は現在の常用漢字表の中に入れ込むことになりますので、例えば岡山県の「岡」が真ん中辺りに入っても、上下との関係で、それが1字下げになっているということは分かるだろうと判断しました。ですから、今回の案ではあえてこういう形で、一つの音が訓しなくても、1字下げの形にして出そうということになったということです。

○前田主査

新たに加わったものも、現行の常用漢字と一緒に並んでくるわけですから、その点で、見たときに違和感を覚えるような形では困るわけですね。その上でなお、なるべくはっきりした、すっきりとした形にしたいということもあって、いろいろと議論はしたわけですが、なおまだ考えるべき点があるかもしれません。

○金武委員

先ほどの武元委員の、代表的な音と訓はセットにした方がいいのではないかとということには賛成です。ですから、頻度が低くても、特殊ではなく一般的に分かる音と訓はセットにして入っていた方が覚えやすいのではないかと気がいたします。個々の字によって違ってはくるとは思いますけれども、原則としてはそうあってほしいと思います。



それから、固有名詞については確かに備考に移した方がいいのかなという気がいたします。というのは、例えば「奈良」の「奈」の場合、「奈落」という一般語が例にあって、それと「奈良県」や「神奈川県」が一緒に入っているよりは、「奈落」は語例のところであって、固有名詞は備考に下がっているという方が分かりいいと思います。

もう一つ、この都道府県名の漢字の中には「奈落」の「奈」のように一般語として使えるものがある。つまり、岡山の「岡」であれば、「岡っ引き」には使えるわけですから、例示としては「岡っ引き」の方は一般語として語例の方に入れておきたいという気がいたします。それと、固有名詞に限るのかどうか、ちょっと分かりにくいものがあります。例えば、「栃木県」の「栃」です。これは「栃木県」という形が入っていますが、そうすると「栃の木」には使えるのか使えないのかということが明確になっていた方がいいのではないかと。もし使えるのであれば、「栃の木」を語例に挙げて、固有名詞は備考欄に持っていくということになると思います。ですから、要は、この都道府県名に使われている文字種によっては、固有名詞にしか使わないのか、他にも使えるのかを、はっきりさせた方がいいのではないかと。ということです。

それから、先ほど私、ちょっと質問の形で申し上げて、まだ御返事がないと思うんですが、この同訓の使い分けの問題です。「斬る」とか「匂う」とか、こういう両矢印(⇔)が入っているものは、どこでこの使い分けをお示しになるのかということをやっと確認したいと思います。

#### ○前田主査

時間がちょっと押してきましたので、一つ一つを取り上げずに、ほかの方の意見もなるべく伺って、一括して考えていきたいと思います。

#### ○阿辻委員

音と訓のセットというのは確かに分かりやすいんですが、現行の常用漢字表の中でも、例えば「動物愛護運動」の「護」、「警護」の「護」は「ゴ」だけしか入っていません。実際には「まもる」という訓を使うことはあるでしょう。「身体検査」の「検」という字も「ケン」しか採っていないんですが、「しらべる」と読むこともあるでしょう。あるいは、「研究」の「研」という字、包丁や刀を「とぐ」という訓読みが現行の常用漢字表には入っているんですが、今の使い方から考えると、「研」は「ナイフを研ぐ」という形では余り使われないのではないかと思います。音と訓のセットで追加するものだけを検討すれば、当然、現在の常用漢字表に入っているものとのひずみが起こってくるという気がします。最終的にはこれをシャッフルして、現行の常用漢字も追加される漢字も全部混ぜて提示する形になるでしょうから、その段階でかなり矛盾を来すのではないかと。気がします。音訓セットというのを、追加する漢字についてだけ重視して進めていくと、現行の常用漢字表との矛盾を露呈することになるという心配があります。

#### ○甲斐委員

先ほど問われた、例えば「岡山」の語例のところですけども、固有名詞に関しては、できれば語例欄から備考欄へ移していただけると良いと私は希望します。したがって、例えば「岡」の場合は三つとも備考欄へ行くわけですが、「奈」の場合は、「奈落」は語例に残り、「奈良県」「神奈川県」は備考欄に移る。「大阪府」は備考欄に移る。こういう形に移していくと、使いやすいんじゃないかという感じがします。語例のところのうるさくなってくるわけです。したがって、備考に移していただけると、例えば「熊」というところで言うと、「熊」という動物名は語例に残るけれども、「熊本県」は備考へ移るという形になっているわけです。それから、さっき阿辻委員が言われた、音訓両方入れると

いうのは問題があるというのは私も賛成です。できれば制限的に、何もかもではなくて、やはり漢字ワーキンググループで検討された立場が私は良いと思っております。

○前田主査

そのほか、個々の例などについてはございませんでしょうか。

○阿辻委員

先ほど納屋委員のおっしゃった「井」ですけれども、ちまたのファストフード店の看板などに、あの「井」の下に「ぶり」と平仮名を送って「井ぶり」としているケースがあるんです。それが若い人たちに結構定着しているという現実がありますので、私も「どん」だけで読むのは反対なんですけれども、現実の使用から見ると、どうも若い人たちはあれを「どん」としか読まないという現実があるみたいです。それで、今回はそうなっているということです。

○前田主査

それでは、いろいろな御意見が出ましたので、ここで、そのうち必要なところの御説明をしていただければと思います。

○氏原主任国語調査官

金武委員のおっしゃっている「音訓の使い分け」、例えば「きる」に「切」と「斬殺」「斬新」の「斬」とある、こういったものを中心に示してあります。ただ、その使い分けは現在の常用漢字表でも特に示されていません。資料としては、『国語関係答申・建議集』の201ページを見ていただきますと、国語審議会の参考資料という形で「「異字同訓」の漢字の用法」というものが出されています。異字同訓の漢字の用法として、「1 この表は、同音で意味の近い語が、漢字で書かれる場合、その慣用上の使い分けの大体を、用例で示したものである。」ということで、これは飽くまで「参考資料」という形で出されたものなんです。ですから、正式な資料として、常用漢字表に付いているということではありません。202ページ、203ページを見ていただきますと、例えば、最初に「合計」の「合」が挙がっているわけです。「計算が合う」「目が合う」…。それから、「客と会う時刻」の「会」。そして、「遭遇」の「遭」で、「災難に遭う」「にわか雨に遭う」。こういうものを一応作って、当時、「参考資料」として国語審議会総会で配布しているわけです。これは実は漢字ワーキンググループの中でも結構議論になっています。今回、例えば新たに「きる」という項を立てて、一般語としては「切」を使い、「人を斬る」とか、そういうときには「斬」を使うというような、使い分けの資料を作る必要があるかどうかという話は、漢字ワーキンググループの中では何度か出ていまして、時間との関係でどうかということと、それからこれは急いでやる必要があるのかどうかといった問題などがありますので、実はここで御意見を頂きたい論点の一つでもあります。

これは現在の常用漢字表の時というよりは、昭和23年の当用漢字音訓表があって、昭和47年に答申として、その改定版が出ます。翌年の昭和48年にその改定音訓表が内閣告示・内閣訓令ということで、当用漢字音訓表という同名で出るわけです。その時に新しく音や訓を結構加えたものですから、この異字同訓の問題が出てきた。それで、「参考資料」を作成したわけです。今回も、こういうものを出した方がいいとお考えなのかどうかという辺りは、むしろ是非、御意見を伺いたいことの一つですし、仮に出すのであれば、それはどのタイミングで出すのが望ましいのか、その辺りについてもお聞きしたいと思います。

○武元委員

この話題ではないのかもしれませんが、これを学校教育の中で教える場合には、どのように使い分けるのかというのが必ず問題になるわけでありまして、「参考資料」ということで、常用漢字表に付いている正規の資料ではないというお話でしたけれども、教科書業界はそれにすがっております。

○氏原主任国語調査官

確かにこうした資料は、国語審議会からはほかに出ていないですからね。

○金武委員

ええ。やはり出していただきたいと思います。今おっしゃったように、新聞でも基本的に「異字同訓」の漢字の使い分け」を参考としておりますので、もし使い分けが可能なものは、やはり検討して何らかのそういう資料があった方がいいと思います。ただ、時間的にちょっと難しいものがあると思いますので、例えば今回、2月の中間発表では、こういう両矢印(⇔)の使い分けが必要なものについては、今後国語分科会としての参考資料を作成したいといったことに触れておいていただいて、本答申までに間に合えば、それでよろしいかと思えます。

先ほど阿辻委員がおっしゃったように、音と訓を原則入れるということになると、現在入っていないものとの整合性があるとか、それは当然の話で、一括した形で整合性を持たせるようにしなければいけないと思います。現行で訓が入っていないものについては、同音によって書き分けの難しいものは入っていないんじゃないかと思われるので、そういうことも総合的に考えて、使い分けが難しいものは、その訓を省いてもいいのではないかという気がいたします。

○甲斐委員

国語の書き表し方という点から言えば、その使い分けについての何らかの案内が欲しいと私は思います。「とらえる」という例を挙げると、よく論文などでも「こういうことをとらえてみると」という言い方をするんですが、「逮捕」の「捕」ではどうも合わない。しかし、「把握」とか、そのような言葉でやってもなかなか十分に意が満たないというのがあって、今回、新しい「捉」が追加されたわけですから、それを踏まえた上で、先ほど言われたものに追加して、是非出していく方向で進めてほしいと思います。

○前田主査

今、使い分けの資料といったものが必要ではないかという御意見が多く出たようです。ただ、時期的なことでは、今回のところでは、そういったものを作っていくことが必要だということを示しておけば、この中に併せて入れる形でなくてもいいのではないかと、いうよりは、事実上、入れようとする、これは現段階では時間的なことで非常に難しさがあるということがあるんです。そうかといって、今まで参考にしてきた資料というものがどんどん時間とともに古くなっていくわけで、前の常用漢字表・当用漢字表などの時のように作った資料がもう非常に古くなってしまったものが使われるということでは、現状に合わないことにもなってきますので、ある程度は能率的に、しかも整合性のある形を望みながら、今、現段階で、最も望ましい形でまとめていくということも必要なのではないかと考えております。そういう点で、その使い分けのことについての表を作ることの必要性は認めつつも、それを作ってからこの表を作り直すということは今の段階では控えさせていただければと思います。使い分けの資料を作ることの必要性は次回に期待するといったことでいかがでしょうか。

○甲斐委員

「次回」というのは、確実に次回に取り組むということを約束した方がいいと私は思うんです。今のお話を伺っていると、先延ばしで、今期は知らないよというような感じがあるんですが…。

○前田主査

この辺は、国語分科会、文化審議会の日程なども併せて、どういう段階でなら可能か、今のところでは作った方がいいという御意見は認められているわけですから、時期的なことについては、そういった判断が必要ですね。その点は、何か今答えられるところがありますか。事務局の方からお願いします。

○氏原主任国語調査官

今お聞きしている限りでは、とにかくこの中に入れ込むかどうかは別として、この手のものが必要であるということは、この委員会として認められたということだと思います。ただ、前田主査がおっしゃったように、この資料がいつできるかというのは、今期の日程を見ましても、そもそも試案をまとめることさえ、はっきり申し上げると、本当にできるのかどうか分からないような作業量です。ここまで来るのにも既に膨大な作業をこなしています。ですから、本当にやれるのかどうかということはちょっと分からないんですが、なるべく我々としてはうまく整理しながら、それを意識して、できれば今回挙がっているものだけでも、例えば、取り出す形で作るとか、あるいはそれが無理であれば、甲斐委員がおっしゃったように、そういうことの必要性を認め、それを次の期までにはやるとか、そういうことぐらいしか現実的には対応できないのではないかなと思います。

ただ、この異字同訓の漢字の用法を、これは昭和47年に作ったままで、「参考資料」のままですから、今回追加される漢字を入れ込んで改定できれば、恐らくいろいろなところで参考にされるということになると思いますので、是非そういう方向を目指したいと今のお話を伺って感じました。そうはいつでも、現実的に今期やれることというのは、せいぜいここに挙がっているものについて何か示すというくらいではないか。そして、それさえも無理であれば、次期以降、少なくとも新漢字表の答申ができるまでといっても、更にそれに1年上乘せになるだけです。非常に厳しいですけども、そういう形で試案の時に併せて宣言してしまうということではできるだけだろうと思います。

○前田主査

今のような、ある点では、ちょっと柔軟なというか、そのような考え方になりますけれども、お認めいただけましょうか。

それで、個別のことについては、まだ問題が残っておりますし、表の作り方についても例と備考とのかかわりなどについて、これを入れ替えるなどのことがあるかと思いますが、それで、基本的にこういう作り方でやると、微調整はまた後で出てくるかと思いますが、配布資料2の方向を大筋として、お認めいただければ有り難いんですが、そういうことでよろしいでしょうか。（→漢字小委員会了承。）

それでは、いろいろ御意見を頂きましたので、その点については、また漢字ワーキンググループでも検討させていただいて、なお、より御意見に沿った形にまとめていきたいと思えます。それから、音訓のことはそういうことでよろしいのですが、配布資料2では、字種の扱いで、追加4字、削除1字についてのことがありました。これについては今まで御意見を頂いていませんが、いかがでしょうか。

### ○金武委員

追加4字については、「脊椎」の「椎」と、「賭ける」の「賭」、この二つには賛成です。できれば、「椎」について、使用例は固有名詞が多いのであろうけれども、「しい」という訓もあった方が、なじみがいいのかなという気がいたします。それから、「蒙」を削除することは賛成です。

### ○甲斐委員

私も追加をお願いしている立場なものだから、賛成したいと思っております。それから「蒙」を削るのは、はるか昔から例えば「啓蒙」の「蒙」というのは良くない響きがあるということがありますから、これは削除に賛成であります。この4字を足して1字を削るという方法でいいのではないかと思います。

### ○前田主査

そのほか御意見はございませんでしょうか。そういうことでよろしいでしょうか。配布資料2については、そのほかのことも含めまして、後からお気付きの点などございませんでしょうか。（→意見なし。）

それでは、大筋としてお認めいただいたということにさせていただきたいと思います。次に、配布資料3についての御意見を頂ければと思います。

### ○杉戸委員

配布資料3の中で、細かな点を少しお尋ねがてら、意見として述べます。一番下に削除とある、疲労の「疲」に「つからす」という訓があるのを削除する、これは賛成なんです。それによく似たケースがほかにもあるんじゃないかということを感じます。自分の名前の文字なので気になっていたんですが、「清」という字に「きよまる」というのがあるんです。これも残すほどのものであるか。それから、「短縮」の「縮」に「ちぢらす」という、これは「髪の毛を縮らす」というので使うんでしょうか、何か「疲らす」もそうなんですが、関西方言のニュアンスを感じるということで、その種の同じ語幹で語尾だけが変わるという、おおむね「-asu」という語尾がついた語形は要注意で、検討されるといいかと思えます。

それをもうちょっと一般化して、先ほど、配布資料3の中ほどの、11番、12番で点線で囲った上の11番の「混」という字で「こむ」、あるいはもう一つ「込む」をどうするか。これはいつも私も自分で文章を書くときに悩む事例なのですが、これについては先ほどの異字同訓の使い分けをはっきり示すという対応が是非必要だと思います。

話がつながるのですが、一般的に言えば、この常用漢字表の音訓欄に示す事柄と、それから語例欄に示す事柄と、更に備考の欄に示す事柄が、異字同訓とか、あるいは派生関係にある言葉同士が、同じ関係にあるのに別の欄に挙がっているという相互関係で、何やら統一性が感じられない。これは、個別の文字の音とか訓の派生の関係の個別の事情によるのだらうと思うんですけども、しかし気になる。申し上げたいのは常用漢字表の前書きの「表の見方及び使い方」の7の箇条がそのことを書いているんですが、「派生の関係にあつて同じ漢字を使用する…」という、ここに書いてある原則を今回の見直しに当たってもう一度見直すということを改めてお願いしたいと思います。「上」という字を書いて「あがる」というのが基本的にあるんですけども、それに関係する「あがり」とか「あげる」とか、いろいろな派生関係のものがどういう原則で載っているか。そして、さっき言ったように、音訓の欄に載るのか、語例の欄に載るのか、さらには場合によっては備考の欄に載るのかという関係を整理する必要があるだろうということです。

それからもう一つは、同じ7の項目の、「なお」以下なんです、[印鑑]の「印」と

いう字に「しるし」という名詞形が載っていて、名詞としてだけ用いるものであるという限定が付いている。これは、例えば「しるす」という動詞でこの「印」という文字を使うかどうか。使う場合が多いと私は思うんですが、そういう場合には、これまでは常用漢字表のこの項目によって、「印す」というのは排除されてきたんじゃないかと思います。それがこの「印」という文字について個別に検討されるのと同じように、一般的に派生関係にある、動詞と名詞の関係をきちんと見直すいい機会だと思しますので、それをお願いしたい。いろいろなことを申しましたけれども、そういうことを思います。

#### ○前田主査

先ほど申しましたように、この常用漢字表につきましては、漢字ワーキンググループでもいろいろ意見がありまして、かなり多くの例について修正するという意見もあったわけです。全体の整合性を考える場合に、常用漢字表の作成委員の方々がどのような考え方でこういう形になさったのか、なかなか分かりにくいところもありまして、いろいろと検討してきたわけです。しかし、先ほども申しましたように、全体としては余り大きな修正をすることはかえって混乱を招くということで望ましくないという判断をして、なるべく常用漢字表自体については修正を少なくしたいという最終的な結論になったわけです。ですから、その点について、今まで挙げられたものについても検討を加えていたものもあったかと思いますが、その辺りのところから説明を補っていただければと思います。

#### ○氏原主任国語調査官

杉戸委員の御意見はもっともだと思います。語例の示し方とか、今回のことでいろいろと調べてみると、確かに様々な問題点が見えてきました。ただ正直に申し上げて、それをやる時間がないというのが漢字ワーキンググループでの判断でした。というのは、先ほども申し上げましたように、昭和23年の当用漢字音訓表を6年かけて改定しているんです。6年かけて改定した音訓表を、常用漢字表はそのまま取り込んでいます、若干修正はしていますけれども。それから新たに増えた95字については音訓を付けて取り込んでいます。もし今おっしゃったようなことを根本からやるとなると、要するに常用漢字表の音訓欄の部分で「いわゆる音訓表」という形でとらえて、根本から検討することになりますので、漢字ワーキンググループでは今回の検討ではそこまで検討するのは無理ではないかという結論になりました。それにしても、随分たくさん入れるじゃないかということはあるかもしれませんが…。現在の常用漢字表は、今このような音訓になっていますけれども、別に大きな問題になっているところはないと思います。さらに、ここに挙がっている音や訓を加えることによって、これまではっきりしなかった部分も解消される。ですから、どうしてもここだけはという問題のあるところだけに限定して、少し追加するなり削除するなりして、根本的なところまで改定するのは今回は無理だろうと判断しています。

もちろん先ほども申しましたが、常用漢字表における考え方を尊重するというのが前提としてあります。ただそうは言っても、いい機会だから根本的に見直すべきであるという御意向を委員の皆さんが持っていらっしゃるのかどうか。その辺のところは、今回の議論の中では、ある面で言うと、音訓の話についても、本来であれば追加字種の音訓についてというところが中心に話し合われるべきところだと思います。常用漢字表の、どこまで入り込んでいくかというのは非常に判断が難しい部分があって、ちょっと逃げているとお感じになるかもしれないんですが、どうしてもここだけは手直しした方がいいだろうというところ限定しようというのが漢字ワーキンググループの考え方です。そういう考え方そのものがまずいということなのかどうか、少し御意見を頂ければと思います。今、申し上げたことがこれまでの漢字ワーキンググループにおける基本的な考え方でございます。

### ○甲斐委員

教育の面から申し上げますと、小学校・中学校の国語の教科書の漢字の学習というのは、新しい字種が出たときには必ずするのですけれども、その音訓についても、新しい音訓が出るたびにすべてそこを指摘して、すべての音訓を義務教育の間で学習させるということがこれまでの国語教育では行われておりました。その段階で、すべての漢字の読み書きのテストなどがあって、そこでほとんど読み書きできないような音訓の場合もあるというのが実情なんです。したがって、私は字種の検討もさることながら、音訓についても徹底的に洗い直してほしいという希望を持っております。しかし、今回、これができないことは分かったわけです。しかし、これを、これでできないとって今期はやめるとなったら、25年後になるんです。それで、できればこの国語分科会では音訓については、例えば次期やるといった形というのはできないかということをお私に要望いたします。これをこのままで、これはできないからもう余り触らないということで、すり抜けたということになると、字種だけはやったけれども、音訓はそのままになったということになりまして、ほとんど使われない音訓がある、あるいは欲しいものもあるかもしれない。そういうところをもう一度洗い直すということが必要ではないかと思っております。

### ○前田主査

今までの、常用漢字表あるいは当用漢字表の音訓といったことについてですけれども、この形で例示している、例として挙げてあるというもので、その中での体系的な規則性といったことについて論議して決めたというものはちょっと個人的には思えないんです。例示ですから…。個人的な意見が入るわけですけれども、少なくともこの形で今まで行われてきて、非常な不便を感じたということで、今回ここで徹底的に洗い直すべきだということは考えなくてもいいのではないかと。それで、この点については、ですからもっと音訓ということについての考え方を徹底した議論が改めて必要なんじゃないかということをお私に個人的に思っております。それをやるのにはちょっと時間が足りない。ですから、できないというのはそういう意味でありますけれども、実際問題として、こうした方がいいんじゃないかという御意見は非常に多く頂いたわけで、漢字ワーキンググループでも、個別の漢字の音訓について、こういう点についてということでの一々の疑義を一覧表にして出させていただいたという方も何人かおられるわけです。それを全部取り入れた形で総合するといったことになると、この常用漢字表全体の修正に及ぶ。先ほどお話しいただいたところでは、少数で済むような感じもするわけですが、しかし一方ではかなり大きな違いが出てくるんじゃないかという感じもするわけで、そういう意味で、今回の字種に合わせた改定では、ともかく字種の改定のことをまず改めておいて、そしてこの音訓についてはまた議論をしていったらどうかと個人的には思っています。ただ、これを私がやるというわけではもうないだろうと思っておりますので、その点ではこれは私が個人的な意見を余り強く申し上げてはいけないかとは思っておりますけれども、そのようないろいろな問題を含んでいる上で、しかしこの段階ではこういう形でまとめておけばどうか、個人的にはそのように思っているわけです。その辺のところをここでまとめられるかどうかということになってきましたので、皆さんの御意見を伺えればと思っております。

### ○納屋委員

配布資料3についてですけれども、要するに、現行の常用漢字の読み方について、追加することについて、私は納得しています。この囲みになっている3文字があるのですけれども、その中で「私」について、「わたし」にし、それで「わたくし」を入れ替えるかということについては、逆に「わたくし」を入れ替えてほしくないと思っています。この読みの追加について、もし「わたし」とも読むというのであれば、それは頻度数のことから

こういう変化もあるということで、備考欄に入れるとかということもできるわけなので、そのような取扱いにさせていただく方がいいんじゃないかと私は思います。

先ほど杉戸委員がおっしゃっておられた11番目の「混乱」の「混」と、それから「申込み」の「込」、これが一番厄介だと私は感じています。ですから、これについては、異字同訓を何とか示す、示していただく方が使い勝手がよくなります。もともとこの委員会の設定のところでの趣旨が、これだけ急速に進んでいる情報化への対応というのが一番急がれているわけなのだから、その中で出せるものについてはきちんと出すという方が、時間の中でやることとして私はベターだと思います。

#### ○甲斐委員

常用漢字表の改定をしているというときには、字種と音訓と字体と三つそろって初めて改定と私は考えているんです。しかし、字種というところで、今年度はどうも難しいと。字体もこの後来るわけですが、音訓についても、もう1回できるわけです。だから、もう一度各委員が考えてくるなりして、できる限り今期、音訓についても検討しておくということにしないと、また25年たってしまうような感じで、私は、できればこの期の委員が、三位一体みたいな形ですけれども、その三つをやっていただきたいと思います。

#### ○前田主査

私が極端なことを申し上げたものですから、大分ショックを与えたようですが、私自身は、何とか今期でまとめられるところまでまとめておきたいと思っているわけです。そのためにはこの常用漢字表を全面的に検討し直すということは避けた。まず字種を決めるというやり方からしたのが、そういうことであります。字種を決めるのは、音訓や字体のことも決まっていなければ、本当は決められない。しかし、能率的に考えていくのには、こういう方法でもって枠組みを決めて中身を検討し、そして問題が出てくれば元に戻して字種の方に戻って考えるというやり方で進めていきたいということです。それからもう一つは、こういう形で決めておいて、そして、何年か後に早いうちにまた修正の機会を得るという形で、一步ずつ前進していけばいいんじゃないかということで考えているわけで、今期でもって完成したというのではなくて、また何年か間を置いて改定のことを検討する機会を得たいということを最初から申し上げていたわけです。これは、全体の考え方としてこの進め方は認められていたところだと思います。そのようなことで、この辺りのところは与えられた時間でできる限り可能なより良い形を求めてやっていくといった意味で、私自身、ちょっと言い過ぎたような点があったかもしれませんが、その点はお許しいただきたい。全体として、これからのことを進めていく場合に、今日の段階でどこまで決まっていればいいのかということがあって、次回には、何を残して検討することが必要かとお考えいただければ有り難いと思っております。

そういう点で、いかがでしょうか。どうもまとめが悪くなってしまいましたけれども、今日残された議論のところ、この常用漢字表に関するところはどうでしょうか。先ほどのようなお話でよろしいでしょうか。

#### ○武元委員

現在の常用漢字表がそうであるように、これも内閣訓令及び内閣告示という姿を取らなければいけないのでしょうか。

#### ○匂坂国語課長

政府全体で使うということになると、そういう形を取らざるを得ないということです。



○前田主査

前文の作り方も非常に問題になってきますね。事務局から少しお願いします。

○氏原主任国語調査官

漢字ワーキンググループでも、とにかく与えられた時間の中で精一杯やろうということで、ずっとそういう姿勢で来ていますので、音訓についても、我々としてはできる限りのことをやって、現時点に至っているわけです。先ほどの杉戸委員の御意見などはもっともな御意見ですので、幸いなことと言いますか、次回漢字小委員会が10月21日ですので、この間およそ1か月ありますので、いかがでしょうか、期間が短くて恐縮ですが、漢字ワーキンググループを何度かやらなければいけないと思いますので、この1週間か、10日ぐらいで、ここをこのようにしたらどうかとか、今は「疲らす」だけが1字ちょっとシンボリックに挙がっているわけですが、さっき杉戸委員がおっしゃった「縮らす」とか、こういうのも同様に考えていいのではないかといった御意見をお寄せいただいて、それから、語例の挙げ方についても若干の疑問が出されましたので、それをなるべく解消しようということで、このように直したらどうかという御意見を1週間から10日ぐらいで頂いて、それに基づいて漢字ワーキンググループでも更に検討を加えるといった形にさせていただいたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○前田主査

そうですね。今そのような御提案がございましたけれども、そういうことでよろしいでしょうか。(→漢字小委員会了承。)

漢字ワーキンググループでも、非常に多くの時間を掛けていろいろ議論していて、なかなかそういう点が分かっていただけではないのではないかといった感じもあって、余分なことを申しましたが、その点は今のまとめのような形で御理解いただければ、現状としてなるべくより良い形に音や訓も含めて、考えていきたいと思っておりますので、皆さんの御意見を賜りましたら、また漢字ワーキンググループでも十分検討させていただくということでよろしいでしょうか。そういうことで、配布資料3のことは、なおこれから検討の機会がありますので、御意見をお出しいただくということでまとめさせていただきます。

それでは、以上で、本日は閉会といたします。